

小値賀町議会定例9月会議（2日目）

1、出席議員 7名

1	番	立	石	光	助
2	番	森	岡	正	雄
3	番	橋	本	武	士
4	番	今	田	光	弘
5	番	小	辻	隆	治
7	番	江	川	春	朝
8	番	宮	崎	良	保

2、欠席議員 1名

6	番	横	山	弘	藏
---	---	---	---	---	---

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町	長	西	村	久	之
副	町	前	田	達	也
教	育	中	村	慶	幸
会	計	橋	本		満
総	務	博	多	屋	雄
住	民	北	村		一
福	祉	谷	元	芳	郎
産	業	西	浩		仁
農	業	山	田	俊	久
委	員	升	水	浜	康
会	事	永	田	敬	宏
事	務	牧	尾		生
局	長				三
建	設				豊
課	班				
長					
診	療				
所	事				
務	長				
長					
教	育				
次	長				
長					

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議	会	事	務	局	長	橋	本	博	明
議	会	事	務	局	書	岩	城	堯	志

5、議事日程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会定例 9 月会議

令和 5 年 9 月 1 2 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員指名 (江川春朝議員 ・ 立石光助議員)
- 第 2 一 般 質 問
- 第 3 議案第 6 0 号 令和 5 年度 小値賀町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 第 4 議案第 6 1 号 令和 5 年度 小値賀町渡船事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 5 議案第 6 2 号 令和 5 年度 小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 6 議案第 6 3 号 令和 5 年度 小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 7 議案第 6 4 号 令和 5 年度 小値賀町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 6 5 号 令和 5 年度 小値賀町下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 9 議案第 6 6 号 令和 5 年度 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第 1 0 議案第 5 7 号 令和 4 年度 小値賀町各会計歳入歳出決算認定について

午前 10 時 00 分 開 議

議長（宮崎良保） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、7 番・江川春朝議員、1 番・立石光助議員を指名します。

日程第 2、一般質問を行います。

最初に皆さんにお知らせをいたします。

横山弘藏議員から一般質問の通告を受けておりましたけれども、本日欠席をしておりますので、小値賀町議会会議規則第 61 条の第 4 項の規定により、横山議員の一般質問は行いません。

それでは、質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、関連質問はご遠慮願います。

4 番・今田光弘議員。

4 番（今田光弘） おはようございます。

医師住宅を 2 棟新築することにつきまして、町長にご質問いたします。

令和 5 年度当初予算を決める予算特別委員会で、3 月に行われましたが、小値賀町国民健康保険診療所特別会計予算についての表決に私は反対しましたが、議会は合議制であり、特別委員会では賛成多数だったために本会議では予算は成立いたしました。成立した以上、予算を粛々と執行することについては、執行部としては当然ではありますが、議会としては予算を決めたからと、予算を決めたから後はお任せではなく、執行部は町長の独任制である以上、議会としてしっかり監視することが二代表制の基本であり、やはりこの件に関しましてはしっかりお聞きする必要があると考え、町長の考え方をお伺いいたします。

まず 1 つ目ですが、診療所を新しく建てたことに伴って、常勤医師を確保するためということで、診療所に隣接して医師用の住宅を建設する事業を昨年度、事業費約 8,000 万円で予算化しておりました。建築概要としましては、延べ床面積約 110 平米。坪にすると大体 33.3 坪ですが、これを 2 棟。4 人家族から、夫婦 2 人向けを想定した木造平屋建て 4 LDK 程度ということでした。財源としましては、地方債が 3,070 万円、県の国民健康保険給付費、国民健康保険給付費等の交付金や、辺地債などが 4,923 万円。一般財源は 6 万円余りということでした。ところが、診療所の完成が遅れたことも原因の 1 つではあると

と思いますが、建設資材の高騰などによって、この予算での建設は難しいという理由で、全額を年度末の3月議会で減額補正しました。建設資材の高騰についてはいろいろな報道で承知はしており、ある程度やむを得なかったとは思いつつも、そもそも一棟33.3坪で4,000万円、坪単価にすると120万円余り。土地代を含まないので、これだけの金額であれば、少しもう少し床面積を減らす、あるいは2階建てにして建築面積を減らすなど工夫すれば、今年度に繰り越したとしても予算の範囲内で建築することができたのではないのでしょうか。というのが1つ目の質問です。

2つ目です。減額補正した後、定例3月、同じ定例3月会議ですが、このときに医師住宅建設事業に新たに1億1,200万円の予算が提示されました。令和5年度今年度には1億1,200万円の予算です。昨年度より3,200万円もの増額になっています。建築概要としましては、延べ床面積は昨年の、昨年より減りまして90平米を2棟、木造平屋建てが3LDKということで、だいぶ去年よりは小さくなってるということで、これはおそらく費用を抑えるために苦労されたことと思いますが、それでも昨年度より、昨年度の計画より1棟当たり20平米も本当に狭くして、苦労されたと思いますが、それでも大体27.2坪、27坪と27.2坪で5,600万円。単純に考えますと坪単価が205万を超えます。去年の計画では坪当たり120万円余り。これが今年度205万円を超えるというのは、ちょっと信じられない数字です。これは、予算特別委員会でもこの坪単価が高すぎるということを指摘したところ、物価や資材の高騰により、物価高あるいは資材の高騰により金額が高くなってしまったと。で、設計業者とは再三打ち合わせをして設計を練り直してきたので、確かに高いとは感じるが、どうしてもこの金額になってしまうというお答えでした。ここで改めてもう一度お聞きしますが、坪単価205万7,000円。高いと思いませんか。

3つ目です。今は、医療保険職員住宅に住んでいる常勤の栗原医師のほか、例えば週に3回、週に3日間応援に来ていただいている江崎先生、あるいは今まで小値賀に来ていただいた田中圭太先生や大住元秀明先生に、どうしたら医師を小値賀に呼べるか、新築の住宅でなければ医師は本当に来てくれないのかななどの相談はしたのでしょうか。

4つ目です。人口減少が進む中で進む中で、特に本土からの距離がある離島にとっては、常勤医師がいるかないかというのは本当町民だけでなく、移住者にとっても観光客にとっても大きな問題です。医師の確保は本当に大事なことで、もちろんお医者さん以外の医療従事者も同じですが、やはりそのための住宅の確保は絶対条件だと思います。しかし、果たしてここまで費用をかけて住宅を新築する必要があるのでしょうか。必要なのは快適に暮らせる住居を提供することではないのでしょうか。むしろ同じお金をかけるのであれば、新築住

宅を建設するより、町内に散見される空き家をリフォームした方が、重要文化的景観区域を擁する本町の方向性にもあっているのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

最後5つ目です。現在の新しい診療所の2階に4つの宿泊室が作られました。研修医や代診のお医者さんが利用していることと思いますが、一方で、旧診療所の横にある医師住宅2棟ありますが、ここは古くはなっていますが、外から見る限りまだまだ健在のようです。ここを徹底的にリフォームして再び医師住宅として利用するというのも1つの方法ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

以上、5つの点について、町長のお考えをお伺いいたします。

再質問がある場合は、質問者席から行います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 今田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「予算の範囲内で工夫して建築すべきではなかったか。」についてでございますが、昨年度、実施設計を行う中で、予算額8,000円に対して1億円超すような金額が見込まれましたので、その時点で間取りや駐車場の見直しを行い、再度業者に資材金額の見積りを行いました。予算額内では収まらず、更に今後においても建設資材の高騰、建築単価及び人件費の上昇が見込まれたため、総合的な観点から平成4年度、失礼しました。令和4年度予算額での実施は不可能と判断し、令和5年度当初予算で計上をいたしました。

2点目の「1棟当たり5,600万円で坪単価にすると205万7,000円となり、あまりにも高すぎるのではないか。」ということですが、今年度の医師住宅2棟の計画には、作業員の人件費や建設資材の高騰分を1割程度見込んで予算計上をいたしております。現在工事発注に向け、新年度の単価に置き換え作業を行っており、入札前で詳細な金額は申し上げられませんが、速やかな工事着手に向け進めているところでございます。坪単価が高くなっている要因といたしましては、作業員の人件費や建設資材の高騰が見込まれていること、上下水道の配管工事について、流水勾配の関係で、管路の延長が伸びたことなどが主な要因でございます。また、医師住宅の間取りは、3LDKの約90平米ですが、現在の医師住宅にも、車庫兼倉庫があることから、新しく建設する医師住宅にも、車庫兼倉庫を約24平米で計画しており、それを合計した床面積は約114平米となりますので、予算額を坪単価に換算しますと約160万円となり、近年の物価高を考慮すると想定される範囲ではないかと、私は考えております。

3点目の「どうしたら小値賀に医師を呼べるか。新築住宅が絶対条件なのか。相談したのか。」については、常勤医師の確保につきましては、関係機関などに相談させていただいておりますが、その中においても医師が安心して生活で

きる居住の確保は、必要な条件と認識をいたしております。新築住宅が絶対条件ではございませんが、朝夕深夜を問わず、常に救急医療に従事していただく職種にある医師にとって、一時的でもゆっくりと過ごすことができる住まいは、医師自身の健康のためにも必要であることから、当町の受入れ態勢の基盤として、住環境整備は重要と考え、新築住宅の整備を実施するものでございます。医師住宅建設についての相談ですが、常勤医師には事業の進捗状況を含め、情報共有と確認も行っております。応援医師においては、以前の旧診療所横の医師住宅に宿泊をしていただいておりますので、住宅についてのご意見を伺いましたが、特に意見はございませんでした。田中医師、大住元医師には、相談はいたしてはおりません。

次に、4点目の「快適に暮らせる住居を提供することが大事ではないか。空き家をリフォームした方が良いのではないか。」ということですが、議員おっしゃるように、本町は重要文化的景観を有しており、本町の特色を活かす観点から考えますと、空き家をリフォームする考えも一利あると思っておりますが、先ほど申しましたとおり、医師確保のための当町の受入れ態勢の基盤として、新築住宅の整備が必要であると私は思っておりますし、急な呼び出しの際にも対応することを考慮すると隣接した場所に住居を整備することが望ましいと考えております。

最後に、5点目の「旧診療所横の医師住宅をリフォームして再利用するののひとつの方法ではないか」ということですが、今の医師住宅は、昭和60年に建設され38年が経過し、老朽化も進んでおります。現状としては1棟が貸家として利用されており、1棟は月に2回、長崎大学医学部の学生や研修に来た際の、島外からの医療スタッフなどを誘致する際に利用させていただいております。常勤医師誘致のための医師住宅のリフォームは考えておりませんが、必要な補修を行いながら、短期的な受け入れ先として有効に活用してまいりたいと考えております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問につきましては、担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい。今の答弁の中に、更に今後も資材単価が、上昇が見込まれるというのを最初の方におっしゃっていましたが、となると当初予算の元の根拠になる数字に、今年度の単価を入れ替えておそらく算定し直していると思うんですが、場合によってはこの金額より高くなる可能性があるということなのでしょうか。

議長（宮崎良保） 会計監査管理者

会計管理者（橋本 満） お答えいたします。

資材の単価の高騰を見込んで1割程度事業費を上げているということで、先ほど町長がご説明いたしました。ですので今のところ、現予算で建設は可能というふうに考えております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。あの建設課長が出席できないということで、代わりにご答弁ということで、ありがとうございます。建築資材が高くなってると言うのは、もう去年の途中でわかっていて、あるいは診療所の建設も去年だいぶ遅れたということで、もし本当にそういう状況であれば、どうして去年の3月まで補正予算で減額しなかったのか、3月までどうして引っ張ったのかがちょっと理解できません。そのご説明をお願いいたします。

議長（宮崎良保） 会計管理者

会計管理者（橋本 満） お答えいたします。

3月まで引っ張った理由としましては、建設資材の動向とか床面積の縮小など、様々なことを検討して最終的に断念したものでございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。あの確かに建設資材が高くなっているということは事実のようです。で、先ほど町長は配管、管工事があるんで、それらを入れると坪単価120、160万円くらいとおっしゃったようなんですが、離島というハンデもあるものの、坪単価160万円のお家というのは、それでもかなり高いと思いますが、感覚的に本当に高いとは思いませんか。

議長（宮崎良保） 会計管理者

会計管理者（橋本 満） 工事の積算においてはですね、県単価および専門業者から見積もり単価をいただきまして、積み上げて適正に積算しております。ですので、今回の価格っていうのは社会情勢の変化の中、燃油高騰と資材単価の高騰を考えると、適正な価格で設計しているということは言えると思っております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） 建設課長じゃないので、あまりあの強く質問ができないところなんですけど、実際のところその起債するためには、その国の基準、県の基準に乗っからないと、県や国がOKしてくれないと。要は単価が高くなるのは、コストが高くなるのは、コストが増えるのは、その起債を起こす以上仕方がないと。はっきり言うとそういうことだと思うんです。で、それはそれで仕方がないのかもしれませんが、例えば、極端に言えば起債しないで一般財源でもし作るとしたら、かなりもっと安くできると思うんですけど、その辺について、そういう選択肢というのは考え、お考えはありますか。

議長（宮崎良保） 会計管理者

会計管理者（橋本 満） お答えいたします。

民間の方に、請負という考え方もあろうかと思えます。しかし資材の高騰等を考えますと、1棟3,000万、2棟で6,000万だとします。今回1億1,000万で工事請負費を予算計上しているところですが、これに過疎債を充てますと、7割が交付税で返ってくる。ということは差額を考えますと、起債を借りて建設した方が安いし、施工管理もしっかりしている。そして後年に渡って公共財産として使用する上では、一番良い選択であるというふうに考えております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4番（今田光弘） はい。これに関しましては、起債が今年度の計画では6,270万円ということで、昨年度の計画より3,200万円増えています。公債費に関する経費については、削減したり先送りすることができない義務的な経費でありまして、この比率が高くなると財政の弾力性が低下し、ほかの投資的経費等を節減する必要が出てくるのはご存知のとおりだと思います。令和4年度の昨年度の実質公債費比率は8.5%ということで、例年より、前年度より0.4ポイント上昇しています。そして、本町ではあと数年後には、その実質公債比率の率は12%になると言われています。この12%というのは、もしこの先、このような起債が増えていけば、比率はもっと高くなります。本来、起債することで将来に向けて、町民の皆さんの負担が、この先の人が人々にも公平に負担していただくと、そのための起債であるものが、むしろ将来返さなければいけない、そういう借金がどんどん増えていくっていうのは、非常に心配があります。確かに、そして起債した方が、過疎債使った方が、その損得勘定というか、小値賀町にとって一番少ない負担である方式をとっていると今お答えだったんですが、ただ確かにそれで一般財源が6万円というのはもう本当にもうすごい少なくて、これはもう執行部の皆さんの努力の賜物だとは思いますが、その分やはり全体として、国民の税金をたくさん使ってるわけです。小値賀町としては、少ない金額でいいかもしれませんが、国レベルでいうと国民の税金をたくさん使っているということ。そのような考え、小値賀町が良ければそれでいいんだという考えは、やはり避けなければいけないと思いますが、その辺の意識感覚というのはしっかりお持ちでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） それはですね、国の方も財政規律を決めまして、過疎債の制限枠、辺地債の制限を決めて、過剰投資にならないように国の方も調整をいたしております。私たちも、その辺を考えて過疎債で適用できるものは過疎債を使う。辺地債で対応できるものは辺地債を使って有利なことで、うちの一般財源を減らす努力をいたしております。今言うようにどんどんどんどん積み上

げていけば、負担率が多くなるんじゃないかというふうに言われてますが、これが償還期限がだいたい10年ぐらいなので、今度増えたのは、平成30年代の過疎債を借りたものが、今度償還に、据置期間がありましたので、それが始まったためですね。けどその前に今年で終わるやつも来年で終わるやつもずっとこう終わるやつも出てくるわけなので、一体に借りたからといってどんどんどんどん上がるものではございませんで、その辺の財政調整は、総務課の財政係でやっておりますので、その点は、心配は要らないと思います。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） 確かに3年据置ですかね。それで12年でしたっけ、かけて返すという過疎債ですが、それについては本当に慎重にやっているとありますが、本当に小値賀町だけ良ければいい、国が認める範囲内だからいいということではなくて、やっぱりなるべくお金を使わないという、やっぱりそういう考え方は大事だと思いますので、そこは忘れずに今まで以上に慎重に行っていただきたいと思います。それと同時に、起債をすることで本当にこうやって資材単価全国レベルの資材単価を使わなければいけないということで、当然人件費も例えば東京でやってる、あるいは大阪の万博でやってる工事にかかっている人たちの人件費と、小値賀町で働く人の人件費って、実際には違うと思いますが、でもそれも一律の人件費で多分設定されています。ということは、同じようにこういう小値賀のような小さな離島で、同じような建物を建てようとしたときに、これ高いよっていう島あるいは自治体というのが、全国ほかにもたくさんあると思うんです。で、これももちろん執行部だけではなくて議会の方もそうなんですが、やはりまして国境離島であるわけですから、昨日のあの模擬公聴会でもおっしゃってましたけど、本当に国境離島に人が住み続けるためについてことを考えると、国に対してもっと、有人国境離島法の理念に基づいて、例えばその設計基準を下げるとか、そういう取り組みを国に対してやっぱり求めていかなければいけないと、これももちろん議会もやらなければいけないことなんです。その辺について町長どうお考えでしょうか。

議長（宮崎良保） 町長

町長（西村久之） 設計基準とおっしゃりましたが、設計基準というのは全国統一なもので、それは不正に下げてするということはなかなか難しいことだと私は思っております。その辺の答弁は会計管理者にしてもらいたと思いますが、多分そういうことで、例えば本当は実施設計が1億円かかるのに、8,000万でやれっていうのはなかなか難しい問題だと私は思っておりますので、その辺の細かいところは申し訳ありませんが、会計管理者の方にお答え願いたいと思います。

議長（宮崎良保） 会計管理者

会計管理者（橋本 満） お答えいたします。町長がおっしゃるとおり、こういうお金を借りる際にはですね、国が決めたあの歩掛り、ご存知だと思いますが、それで積算いたします。で、単価を下げることをすれば、採算が合わないということで不落の原因にもなります。ですので適正な歩掛り、適正な単価で積算するというので、今後も実施していきたいと考えております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい。あの適正な単価だと思うんですよ。ただちょっと僕うまく表現できなかったのかもしれませんが、同じような悩みを持つ離島が多分たくさんあるんだらうから、国のその全国統一した基準をそのまま当てはめるのではなくて、その地域に見合った歩掛りとかですね、そういうのを取り込めるように、そういう制度に、その国境離島法をうまく使って変えていくように国に対して進言できないかと。要は今のままじゃなくて、もっと更に良い方向を目指すためには、国全体としてもこれだけいろんなお金が回って、確かにそのおかげで建築関係の業者さんというのはすごく儲けが出てくるかもしれませんが、やっぱり末端の住民からすると、はっきり言って無駄と感じてしまうようなお金でもあるんですよ。必要なものなんでしょうけど、そこをいかに国に対して働きかけをしていくか、地方から本当に国を変えていくっていうようなそういうふうにしていかないと、言われたからこのやり方だからこれでやります。仕方ありませんじゃちょっと何か物足りないなと僕は思うんですけど、いかがでしょう。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） あの離島が故にですね、コストがかかるのは議員もご承知のことだと思います。当然歩掛りも多くなりますし、輸送費もかかりますし、そのための国政への要望といたしましては、離島で建設する社会資本の整備をする場合には、予算を増やしてくださいというふうな要望を私達はやっておりますけども、その例えば歩掛りを安くしてくださいとか、設計費を安くしてくださいとか、工事費を安くしてくださいということは、国の方も我々もなかなか言うことはできないと思います。なぜならば民間の業者がその工事を行うわけで、それを安くというような意見に私は聞こえますけども、もうそれはなかなか難しいと思います。我々は当然かかる経費について、国の予算枠を増やしてくださいという要望はこれからもどんどんやっていきたいと思いますが、その工事費を減らしたり、設計費を安くしたりっていう要望は、国にはなかなかできないと思います。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） はい。当然その業者さんの方としても決まった金額でないといけないというのは、それを本当に今の町長のお話のとおりだと思います

す。ただ自分として本当に素朴な疑問、町民としていろいろな声を聞くと、個人で建てるとしたら 3,000 万円のできる家が、何で補助金使うと 5,000 万円になるのかと。すごい不思議だと、単にそういう単純な素朴な疑問なんですよ。だから仕方がないことなんだけれども、そこを何とかいい方向がないかなということでも僕もいろいろ今日質問してるわけです。

話題を変えまして、先ほどのお答えの中で、今までいた田中慶太医師や大住元秀明医師には、こういう新築の住宅のことについては全然ヒアリングはしていないと。で、栗原医師については、情報共有はしているというお話でしたが、実際僕ある方にお話を聞くと、新築住宅は全然関係ないというお話も伺いました。なんで新築住宅というふうに、先に新築住宅ありきで進んだのか、ちょっとそこが解せないんですが。その辺の経緯についてお教えてください。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 今、医師専用の住宅はございませんので、まずその医師住宅を整備するということが大前提で、旧小値賀診療所の横に医師住宅は 2 戸ありますけども、それは先ほど答弁しましたけど老朽化が進んでおり、補修工事をやって住ませるという方法もありますけど、今現在それにあの民間の賃貸住宅として 1 戸。でもう 1 戸につきましては、研修医等が小値賀に来た際の住宅として活用いたしておりますので、決して遊ばせてるわけではございませんので、それを考慮して 2 戸建てようかという考えで、今回予算案を出した次第でございます。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） 今のお話でも診療所の横の元の医師住宅については、1 つを賃貸していると。で、1 つは医師のスタッフですかね、が利用しているということで無駄遣いしていないということなんですが、実際には定住促進住宅や町有、町営住宅で空き家がいっぱいあると思うんですが、そういう活用をすれば、医師の住宅も今の古い医師の住宅も使わずに済むんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 今町営住宅の募集を行っておりますけども、町営住宅なので所得の基準がございます。当然、医師はもう全然、我々も入れませんが、役場の職員はほとんど入れないと思いますけど、そこを募集しても低所得者が入る、応募もありませんけど、当然その医師とか医療関係、役場関係の職員については、そこに入ることができませんので、それを使うということはちょっと無理だと思います。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4 番（今田光弘） 今の話はよくわかりました。ただですね新しい診療所にあ

の宿泊室が4つできたんですよ。今までの診療所ではそれがありませんでした。新しい診療所に4つできたのにもかかわらず、古い医師住宅もそのまま残しているということで、本当にそんなに数が必要なのかという素朴な疑問がありますがいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 先ほどもちょっと答弁しましたけど、古い旧診療所の横の医師住宅につきましては、雨漏りをするとところも箇所も今から出てくると思いますので、リフォームをして賃貸住宅として貸そうかというふうに考えておりますし、もう既に1軒は、その賃貸住宅として貸しておりますし、先ほども言いましたけど、もう1戸につきましては、研修医等があちこちの大学から来ますので、その都度そこに宿泊してもらおうということで、活用してまいりたいと思っております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4番（今田光弘） ちょっと逸れちゃうので、旧診療所の元の医師の住宅については、これ以上は質問いたしません。

先ほど最初の町長答弁の中で、お医者さんの受け入れについては、やっぱり普段常に緊張を強いられているということで、一時的にゆっくりできる建物を提供したいというふうにおっしゃっています。そうは言っていないがですね、一方では隣接したところに建てないといけないというふうにおっしゃってます。お医者さんもいろんな方がいらっしゃると思うんですけど、本当にゆっくりしたいというのであれば、職場から離れたところに暮らしたいというお医者さんも当然いらっしゃると思います。緊急的なものに関しては宿直室もありますし、その宿直当番の方もいらっしゃるわけですから、そう考えると本当に近くにそれだけのお金を出して新築するというのは、どうも繰り返すようですが納得がいかないところです。いかがお考えでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 最初の答弁でもありましたけども、常勤医師2名になりますと、例えば1名の医師が旅行した場合は、当然すぐ駆けつけて来れるようなところに常駐しないと、緊急性が行えませんが、その点につきましてはもうかなり近いところに建てるとというのが、基本だと私は思っておりますので、そういうふうに2戸を建てるといっていただいております。ほかのところに作ってゆっくりにさせればいいじゃないかというようなこともありますけども、例えば緊急性があった場合に、そこから駆けつける上で、事故とかそういうふうなことも、考えられなくはないのでそういうふうにはいたしております。今田議員さんがおっしゃるように、昔の診療所の医師の住宅をリフォームして、そこに医師を住ませればいいじゃないかという意見もありますけども、そこから診療所ま

でっていうのは、坂道もありますし、また県道を横断しなければいけません。事故がないとは思いますが、すぐ駆けつけられるところに常駐してもらうというのが私は基本だと思っておりますので、今回はその同じ敷地の中に2戸建てるということで、予算を上げている次第でございます。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4番（今田光弘） 確かに町長のおっしゃるとおり、以前確か対馬だったと思いますが、自宅でお酒を飲んでいて緊急に招集されて、その間にお巡りさんに捕まって、いろいろ問題になったということがあって、対馬の市民としては、要はもう仕方がないことっていうことでだいぶ応援されてたという過去があるようなので、町長の考え方は理解できました。ただ本当に繰り返すようですが、お医者さんによっては本当に島の暮らしをしないと、小値賀の暮らしをしないっていう方も結構いらっしゃる、これは本当に想像ですが思うんです。こういう小値賀町という小さな離島に本当に来てくださるってのはすごい大きな気概を持ってくださるという方になると思うんですけど、そういう中で昨日の、江川議員の一般質問の中で、小値賀町が合併しないことで、本町は身の丈に合ったまちづくりでいいと決断したはずだとおっしゃってましたし、町長も昨日、小値賀町の将来の姿がこうあるべきだと、町民が気づいてそれが今の小値賀町になっていると発言をされておりました。そうやって身の丈に合った小値賀町らしい受け入れっていうのがすごく大事だと思うんですが、若干仕方がないことなのかもしれませんが、少し身の丈からは合っていないような状況になっているのではないかなというふうに若干心配しております。小値賀町の身の丈に合った受け入れ体制、小値賀町らしいおもてなしというのを、やはりしていただきたいと思いますが、その辺いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 話がなかなかかみ合わないとは思ってますけども、昨日、江川議員のときにも申しましたけども、身の丈に合った町政運営というのは、はっきり言って日本全国、大きな町も市も小さい村も町もですね、町としてやるべきことは、身の丈にあったことをやろうということで、前の山田町長の時にそれで合併をしないというふうを選択したわけですね。だからそのやるべきことをやるので、話が繰り返しになりますけど、職員数につきましても、やるべきことをやるために職員数も必要であるし、そのほかにそのやるべきこと以外に町として計画性を持ってやるべきことにつきましても、そりゃ身の丈にあったものを、私はやろうと思っておりますし、それもやっていきたいと思っています。今度の医師住宅につきましても、例えばこの前今田議員さんがおっしゃるようになりますね、あの重要文化的景観の中の住宅を改修してやった方がいいのではないかなという意見ももらいましたけども、それでは先ほど言うようにそ

のなかなか駆けつける緊急性があるときにすぐでも来られませんので、新しい住宅を2戸建てるのがその身の丈にあらずにちょっと贅沢だというふうな言い方をされますけども、私はもう贅沢ではないと思っております。町民の命を守る医師の住宅なので、そりゃどの町民も一緒だと思いますけども、その緊急性を考えたときにやはり敷地の中に2戸個建てるのがベストということで、私は予算化しておりますので、その点はご了承いただきたいと思っております。

議長（宮崎良保） 今 田 議 員

4番（今田光弘） はい。町長の考え方はよく理解はしていると思っております。あとはもう考え方の違いですので、これもう仕方がないと思っております。ただ最後に医師不足というか、現実的には常勤が1人と週に3日間ですか来ていただいて、それプラス研修医ということで、比較的県の中でも満たされている方ではないかと思うんですが、実際にお医者さんに本当に来ていただくために、今あの県の方で「しますけどと団」ですか、ということでそこに登録されたお医者さんを代診医として、ずっと小値賀町にも来ていただいているというのは、本当に県の努力というのは並大抵のものではないと思っておりますし、執行部、町長も何年も前から本当に大変苦勞されていることだと思いますが、実際、小値賀町のホームページを見ますと、例えばトップページに出ているのは、保育教諭、保健師、看護師の職員募集です。中に入っても、お医者さん募集というのは一言も書いていません。多分僕が見える範囲では書いていません。むしろ診療所のホームページを見ると、常勤医師1名で非常勤が1名ですかね。何も知らないお医者さんがもし興味を持って小値賀町のホームページを見たとしても、ここはもう余裕があるんだなと。そういうふうに見えてしまいます。つまり専門のその医療求人サイトなどには求人を出しているのかもしれませんが、小値賀町として本当にお医者さんを求めていると。移住者を呼び込むためには医師はいますよというアピールは必要なのかもしれませんが、一方でやはり本当に医師不足であったら、そういう情報をやっぱり表に出してどンドンどンドンアピールしていかないと、一番怖いのは、せっかく新しい医師の住宅を作ったけれど、それでもやっぱりお医者さんが来てくれないっていうのがやっぱり一番避けなければいけないことなんで、その辺について、ちょっと砕いた言い方で言うのですね、お医者さんに来て欲しい。もうがむしゃらなそういう小値賀町の気持ちをもっとホームページなり、いろんなところで表に出していかないと、せっかく新築する医師の住宅が本当にもったいないことになると思っておりますが、その辺についていかがでしょう。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） はい。ホームページには確かに載ってはいなかったと私も認識しております。医者は招致する場合はですね、長崎県内の病院企業団とい

うのがあります。また医師会というのもあります。それから病院関係の会議もありますので、その都度、医師の募集もトップセールでですね、やっている状況でございます。どの例えば新上五島町にしても、五島市にしても、壱岐市にしても対馬市にしてもですね、医師不足とはもうほとんど言われておりますが、病院企業団に入っている関係で壱岐市とかは医師はいる状態です。なので病院企業団に入ったらどうかという意見ももらいましたけども、なかなか診療所での単独の市町、診療所での病院企業体に入るのはなかなか難しい状況です。うちが入れるとした場合は、上五島病院の小値賀支所になります。そういうことで病院企業団が何かするときの負担は当然伴わなければいけません、医師とか看護師さんを派遣する場合は当然足りませんので、例えば人口に応じて何人とか、そういうふうな考えを持っておりますので、町としてそれがいいのかどうかという判断をいたしまして、入ったらどうかという意見も言われましたけども、今入ってなくてそれぞれ病院企業団と医師会にお願いをいたしまして、医師を招集した次第でございます。これから後、病院企業団に入るのがベストかどうかという問題はこれからのことだと思っておりますので、例えばもう病院企業団に入って、それに全ておまかせしたらどうかというようなことであれば、町として議会とも相談しながら、病院企業団の方には申し込みをしなければいけないと思っておりますが、まだその議論が深まっておりますので、もしそういうことで皆さんが病院企業団に入った方がいいよということであれば、それぞれ協議をしながらですね、進めていければなというふうに思っております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい、本当に企業団に入るというのも1つの選択肢というのはもちろんあるわけですが、ただ僕は思ったのは、これだけのお金を出して新築の住宅を建てるということは、企業団には入らないのかなというふうに、それを前提にしては考えていないというふうに感じます。今ちょっと場所忘れたんですが、どこかの大学病院と離島が手を結んで、3年間その離島にローテーションでいくと、で、3年間行くんだけども、例えば2年間行って、1年は有給で休暇を取るとかですね、そういううまく、1人の医者さんがずっといるわけではないんですが、常勤の形で大学病院が次々とお医者さんを派遣してくれるっていうシステムもあるようです。病院企業団にもし入ったとしても、多分何年かに、何年かでもう交代するということになると、本当にその今の新築する住宅それだけお金をかけて新築する住宅ということと、そういうお医者さんがローテーションできてくれるってこと、なんかすごく離れてるかなっていう気がするんですよ。そういう意味では、僕なんかも反省点として、やっぱり医師のこれから先のことについては、もっともっと深く、本当はもっと前もつ

て考えてたつもりなんですけど、やっぱりこういう医師の住宅を建設する前に、本当はクリアーしていなければいけない問題だったのかとかなという反省はしております。実際に、本当にいろいろ喋ってますが、とにかく仕方がないことですが、繰り返しますが、もう本当に普通で考えるよりも公共工事ということですごく高くなってしまいうことに対して、仕方がないことですが、やはりしっかりそこを慎重にこの先も特に公債費が増えることってのはやっぱり本当に怖いことなんで、慎重にこの先もして進めていただきたいと思います、課長、答弁最後によろしいでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

公債費が上がることについては、我々財政の立場からしてもすごく重く受け止めておまして、強く警戒をしております。そんな中で、財政の安定性、将来の財政の安定化をきっちり目的としてやっておりますので、そういうところはもうすごく監視をして行ってますので大丈夫でございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい、大丈夫だという言葉で安心いたしました。

以上で質問を終わります。

議長（宮崎良保） これで、今田光弘議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

—	休憩	午前	10	時	45	分	—
—	再開	午前	10	時	47	分	—

議長（宮崎良保） 再開します。

1番・立石光助議員。

1番（立石光助） 私から質問いたします。昨日の森岡議員と同じく、私の質問も町民の命に関わる避難所に関する質問です。

これからも、小値賀町で安心安全に暮らしていくことができるように、また小値賀町の人口減少を食い止めるためには、集落単位での避難所の整備が急務ではないでしょうか。近年、スーパー台風や集中豪雨などによる自然災害のリスクが大きくなってきており、小値賀町においても例外ではなく3年前の台風9号10号でも皆さん実感されていることと思います。現在、小値賀町の指定避難、避難所は、若者交流センターとセミナーハウス及び福祉避難所となる福祉センター以外は全て体育館となっております。体育館への避難を基本とした場

合、空調、避難所までの距離、感染症対策、要配慮者の移動など、様々な課題がありますが、3年前の台風9号10号以降、スポットクーラーやパーテーション、ダンボールベッドなどが購入され、夏場の暑さ対策やプライバシーの確保など住環境は大きく改善され、執行部の方々のご尽力に対して、大変頼もしく感じています。ただ大型の避難所に集団で避難することが、避難する住民にとって、安全安心で避難できる避難所として最適かという点、そうではないと私は考えています。

理由を述べます。住民の方の中には避難したくても避難が難しい人もいます。また要配慮者の中には、人の手を借りてることを、借りることを遠慮して、避難しない方もいらっしゃいます。また避難、避難の見切りが遅くなってしまったり仕事などで避難の準備が遅くなってしまい、避難しようというときには既に警戒レベル4になっており、遠い避難所まで外出するのが危険な場合もあります。さらに家のことが心配で、家から離れたところに避難するのを迷ったり、あるいは避難先の環境が嫌で、避難しない方もいらっしゃいます。避難への見切りは、危険な場所からの退避力と安全な場所の吸引力、この力関係で決まると言われています。その場を離れようとするには、危険を感じて退避しようとする力が必要ですが、それと同時に、避難先に魅力があって「行きたい」と思わせる吸引力が必要です。退避するかどうかわからない大きな原因に、避難先が遠く避難生活が惨めというのがあります。小値賀町が改善されはしましたが、その状態に近いと言えます。そして実際に自宅が被災して住むことが難しくなった場合、避難所で暮らしながら自宅の復旧作業に取り掛からなければならなく、いけなくなります。避難所の体育館から、避難先の体育館から自宅までの距離が遠かったり、足がないなどは、ない場合などは自宅の復旧に大きな負担がかかります。さらに避難所の運営を担っている役場の方々にも大きな負担がかかっています。以上のことを考慮すると、住民の安全を確保するためには、避難先は体育館に集約するよりも、各集落に近いところに安心して安全に避難できる場所があるべきだと考えます。各集落に避難所があることによって、安全の確保だけでなく、ほかにも様々なメリットがあります。集落単位で避難所があれば、その避難所は自然と地域住民で開設運営することになるため、役場職員の方々の負担が大幅に軽減され、職員の方は自分の家族を守る行動が取りやすくなりますし、住民の方の自治意識も強くなります。また日頃から空間と時間を共有している身近な方々が、避難地域の避難所に避難することになるため、心理的に避難行動を取りやすくなったり、仮に自宅が被災したとしても、避難生活を、被災して避難生活を送ることになったとしても、身近な人が近くにいることで、精神的なストレスは小さく抑えることができると考えられます。更に、地域コミュニティの強化にも繋がります。近隣の住民同士が支え合う機

会が生まれ、心理的な安心感が増し、地域の結束が強くなります。結果的に、その集落から離れる人が減ったり、魅力的なコミュニティが形成され、安全安心かつ心理的に豊かに暮らせる地域として、移住者が増えたりするかもしれません。地域コミュニティは、災害対応能力と綿密な関係があると言われており、例えば阪神淡路大震災では、被災後瓦礫の下から住民によって助け出された人の数は、警察消防自衛隊によって助けられた数の約3倍というデータもあります。また国交省が行った国民意識調査ではUIJターンにより移住した人のうち、その約30%は自然災害のリスクが低いこと、これを移住の居住地の魅力としていることも調査により明らかになっています。以上のように、集落単位で安全な避難所があることで、住民の安全が増し、身体的精神的な負担感負荷は軽減され、役場の方々の負担の軽減、地域コミュニティの強化と自助、共助力の向上、人口流出の予防、更には安全な場所を求める移住者を増やすことにも繋がるため、私は体育館での避難から、集落単位で避難できる体制を整備していくことが、長期的な視野で見たときに、小値賀町の存続のためには非常に重要なことだと考えております。どれほど小値賀のことが好きで、小値賀で暮らしたい、先祖から受け継いだ小値賀を守っていきたいと強く思っていたとしても、安全に暮らすことができなければ、小値賀から出て行かざるを得なくなってしまう。小値賀町から人口流出を抑え、移住者の定住率を上げ、人口減少カーブを緩やかにするためには、安全に暮らせることが大前提です。そこで町長に2点質問です。

1点目です。小値賀町国土強靱化地域計画にも、「住民、地区住民センターなど地域ごとに身近に避難できる避難所の整備を進める。避難所が地域の防災拠点としての役割を果たせるよう、地区住民センターなどの開口部の暴風対策工事等防災力強化のための改修を実施する。」と記載されています。総合体育館の耐震補強のために大規模な予算を投じるよりも、計画に記載されておられ、地区住民センターなどの防災力強化に予算を充てるべきではないでしょうか。

次に2点目です。地域単位の防災拠点である消防団の詰所はそのほとんどが、老朽化によって防災拠点とは言い難い状態となっています。いずれこの消防署を、詰所を整備改修することになることを考えると、この消防団詰所に避難所としての機能を持たせ、地域避難所として各地区に整備してはいかがでしょうか。また、この避難所で、各地区で定期的に行っている老人会などを開催したり、地域の子どもたちが遊んで遊んだり宿題をしたりする場として開放するなど、複合的な施設としての利用を促すことで、日頃から馴染みの場所が、災害時には避難所として、子どもも大人も安心して避難することができるようになりますと考えます。大切なことなので何度も言いますが、小値賀町に今後も人が住

み続け、今の子どもたちが、いや既に島外に出て行ってしまっているおちかっ子たちに安心して帰っておいでというためには、地域ごとに安全な避難場所、この整備を優先的に進めるべきと考えますが、町長のお考えを伺います。

再質問がある場合は、質問者席で行います。

議長（宮崎良保） 町 長

町長（西村久之） 立石議員のご質問にお答えをいたします。

避難所は災害対策基本法に規定されており、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の2種類がございます。またそれぞれに高齢者・身体障がい者など要避難配慮者のために、「指定緊急福祉避難場所」と「指定福祉避難所」を指定することとされております。「指定緊急避難場所」は、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させることを目的とした施設となっており、それぞれ考え方が異なり、また設置の基準も異なっております。ご質問の総合体育館につきましては、「指定緊急避難場所」と「指定避難所」それぞれに指定されております。小値賀町は令和3年3月に小値賀町国土強靱化地域計画を策定しました。その際、計画の短期に実現すべき重点指標として、指定避難所などの耐震化率100%を設定すると共に、ご指摘のように地区住民センター等身近な避難施設の整備を盛り込んでおります。その上で、令和3年7月に改訂しました、小値賀町地域防災計画において、公有施設であること、耐震性能を有していること、災害種別毎の防災性能を有していることなどの判定基準を設け、「指定緊急避難場所」を14カ所、「指定緊急福祉避難場所」を1ヶ所、また「指定避難所」につきましては7カ所、「指定福祉避難所」を1カ所指定しております。その他、指定緊急避難場所、指定避難所のほか「地域避難施設」として、公有施設以外も含め、災害種別に地区会等、地元で開設する体制が整っている場合での、一時的な避難所を位置づけ、笛吹在公民館を含め4カ所を指定しているところでございます。ご質問の「総合体育館の耐震補強のために大規模な予算を投じるより、計画にも記載されているとおり、地区住民センター等の防災強化に予算を充てるべきではないか」ということでございますが、地域避難施設として指定した4カ所を除き、斑・中村・浜津・柳の地区住民センターをはじめ、地区集会施設は耐震性がありません。しかし、地区会等の地元の避難所を開設する体制が整っている場合は、開口部補強等の防災性向上整備を行った上で、「地域避難施設」に加えることは可能と考えておりますので、地区ごとにご相談いただければと考えているところでございます。令和2年9月の台風10号の避難者数は653名で、小値賀町の過去最大の避

難者数となりますが、その際、総合体育館に 188 名、小中学校に 156 名、高校体育館に 135 名、離島開発総合センターに 43 名、福祉センターに 57 名、笛吹在公民館に 24 名、大島の和楽園に 50 名と 7 カ所にそれぞれ分散避難したほか、近隣の知人親戚宅に多くの町民が避難をいたしております。その中でも総合体育館は、最大の 188 名の避難者を受け入れておりますので、スーパー台風が毎年襲来する未来に備えるためには、同等規模の受け入れ態勢を確保する必要がありますので、総合体育館を含む避難施設の確保や整備については、他の公共施設の整備状況等も踏まえ、今後検討していく必要があると考えております。

2 点目のご質問の「詰所に避難所としての機能も持たせる」ことについてはどうかということですが、1 点目で申し上げました避難所の全体的な考え方からしても、詰所単位において避難所機能を持たせる考えはございませんが、地区住民センターの防災性向上を合わせて、一体的な整備も今後考える必要があるのではないかと考えております。

お答えは以上となりますが、細部にわたる質問については、担当からお答えさせていただきますので、よろしく願いを致します。

議長（宮崎良保） 立石 議員

1 番（立石光助） はい、ありがとうございます。

まず 1 点目です。総合体育館に、3 年前のスーパー台風の時には、最大 188 名総合体育館に避難したということです。で、私が気にしているのは、その 188 名が避難して、その場で今スポットクーラーやダンボールベッドなど、準備はありますが、実際にその 188 名が避難した場合に、それらを運用した時に、果たしてその 188 名分のスポットクーラーを同時に稼働させることが現実的なかというような疑問を持っております。実際ですね、ちょっと試算をしてみました。仮にですが 100 世帯が避難したとします。100 世帯 100、100、100 区画のパーティションで区切られたところに、スポットクーラーを各世帯ごと 1 台ずつに設置したとした場合ですが、このスポットクーラーの家庭用のもので約 250W 程度が一般的のようです。で、この、これが 100 台ということになりますので、全部で 25kW が必要となります。これを稼働させ続けるためには、その動力が必要となりますが、ずっとその電源を供給し続けるためには、エンジン式の非常用発電機が必要になるかと思えます。エンジン式の非常用発電機で大出力のものでも持ち運びできるタイプのものですが、1 台あたり 2.5kW 程度です。単純計算すると、これが 10 台ということになりますが、10 台では起動しません。それに余裕率を見込んでおかないといけないので 15 台なりが必要となります。更に投光器や停電に備えてスマートフォンなどの充電用の発電機も考慮すると、更に 3 台から 5 台程度は必要になろうかと思えます。つまり合計 20 台程度の発電機を動かし続ける必要があることとなります。前回の台風の際は、確か 2

台程度が動いていたかなと思います。その程度でしたら、屋内のロビーのあたりで、換気など十分かと思いますが、さすがに20台ともなると、ロビーで稼働するとその換気の問題ですとか、騒音の問題などで、ロビーでの運転は難しいと思います。なので屋外になろうかと思いますが、台風の襲来中は当然、屋外に設置することはできませんので、電源の供給ができないということになると思います。なので、基本的に台風はこの蒸し暑い中キマますので、そうなるスポットクーラーが仮にあったとしても、それが使えないというふうな状況になってしまうのではないかと考えております。ですので、大規模、大きなところに避難することを進めるよりも、集落ごとに避難する場所があった方が、避難所の環境としてはいいものができるのではないかと考えております。加えて言うと、仮に断水とかが起きた場合に、トイレの問題ですとか、飲み水を使うことになるとと思いますが、その他の水が停止した時に、それをそのトイレの使用を続けたり、水が供給されるためには、集落ごとに避難所があれば、そこに薄いタンクと浄化フィルターとバイオトイレ、これがあれば、水道が停止したとしても、そこに避難し続けることができるものと考えています。これらの設備は、この集落ごとの規模であれば、50万程度で設置できますので、地区の資金でも十分賄うことができますし、その維持管理は地区管理、地区単位で実施することになりますので、その維持費は、数年ごとのそのフィルター、浄化フィルターの入れ替えや、壊れた時の修繕費程度となります。これを体育館など大きな場所に設置しようとした場合、すると、広い場所とその最初のインシャルの設備投資ですね。更にメンテナンスにかかる人件費や修繕費などのコストがかかるため、これは現実的ではないと思います。以上のことから、私は集落ごとの避難所がやはり最適で、これを時間がかかるかもしれないですが、進めていくべきではないかと考えておりますがいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

立石議員おっしゃるとおり、避難所につきましては集落ごとで開設するのが理想だと思っております。しかしですね、現在の当町の行政力、あと住民の防災力から考えまして、各避難所ごとに開設することは、現状では不可能ではないかと考えております。ですので、集合避難というところで、台風時等は総合体育館とか小学校とか、そういう大きい施設を使わせていただいているところでは、あの町長の答弁にもありましたとおり、地区会等で、避難所を開設する。そういう運用ができる地区がございましたら、そういうところは進んで、開口部等の改修を進めていくような計画でございまして、まずはその地区会等の、運営能力を高めることを我々も本来やっていかなきゃならないんですけど、そこがまだ追いついていないので、今のところ大きいとこ

ろでの集合避難というところを進めているところです。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） はい。地区会でこれを、地区の住民センターの開口部を直したいと地区から要望があれば、それに答える準備体制はあるというふうに理解しましたので、その地区ごとのその住民センターが、避難所として認められるためには、町が指定するのではなくて、「届出避難所」という制度もあると、あるようです。この「届出避難所」は地区から自治体に、ここを避難所として使いたいというふうな申請を出して、自治体がそれに証明書を発行して登録することで、自治体からの支援物資なりが届けられるような制度が、調べると全国、結構自治体でやられているところが出てきます。そういった「届出避難所」この制度は、お考えにないでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

すいません、あのちょっとこの「届出避難所」の制度につきましては、ちょっと私も存じ上げておりませんので、答弁を控えさせていただきたいと思うんですけれども、これも集落単位と一緒に考えてございまして、その集落単位、先ほど申しましたとおり、運用、運営が可能な集落があれば、そこに対してはやはり我々の集合避難をするよりも、そっちの方がいいという方向性を示しておりますので、そこにはやっぱり施設の整備等をやっていかなければならないと思っておりますのでその届出の、規模感等々もあろうかと思っておりますけども、その前にはやっぱり集落かなと思っております。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） この届出避難所以外にも、利用できるリソースは結構あるなと思っていて、体育館ではなくて、またある自治体では、「災害時における民間宿泊施設との連携協定」を結んでいる自治体もあります。台風などの時は観光客も皆さん出払ってるでしょうから、そこは空いていると思われまして、その旅館の中には建物として十分な強度を持っている旅館もあるかと思えます。そういったところとその大規模集落ごとの避難所の整備が、予算なりの都合で難しい場合にはそういったところとも連携をしていくこともひとつ手ではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

宿泊施設との連携に関してですけれども、現在ですねさっき一番最初の答弁で申し上げたとおり、ちょっと行政力の関係から、やっぱりこう範囲を広げていくというのはちょっと今躊躇しているところがございます。しかし宿泊施設との連携については、今ですね、この防災の自助共助の部分になろうかと思う

んですけど。自助の部分で、自ら宿泊施設を避難場所として、その台風の時等ですね、宿泊施設に泊まってる方もいらっしゃると思いますので、そういうのはこう各自助という方面で満たされているのかなとは思っております。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） その連携協定が結ばれているところは、まずその避難所として、そこに避難をしてくださいと、自治体から住民の方に、ここも避難所できますよというふうになりますので、そういった今その自助で宿泊施設に避難している方の負担の軽減にもなるかと思えますし、それによって宿泊施設もいくらかは潤うでしょうし、そこに避難、安全に自宅がさほど強くない家の方が、そのあたりに住まわれている方が安全に避難、安心して避難できる場所として利用できるかと思えますので、そういったところとの連携もひとつ手ではないかと思えます。

すいません、最後に、今、福祉避難所は福祉センターだけです。でまあ今後高齢者が増えていく未来を考えたときに、そのそしてこれから毎年、第5次総合計画でもいっているように、毎年15人の子どもを維持していくというふうな目標を掲げようとしています。福祉避難所というのはそういった高齢者ですとか、体が不自由な方、または子どもがいて、大きな避難所に避難しにくいような方の利用を目的としているかと思えます。で、その福祉避難所が、足りなくなるのではないかと考えていて、今、その候補として、改修工事進めようとしてるこども園、こちらは普段から子どもが利用している。で、親御さんもそこに通っているということで、子どもを持たれるご家庭の方の避難所として最適ではないかと思えますし、近くに図書館もあります。図書館の学習室ですとかは空調もありますし、調理施設や水回りもしっかりしてますので、そういったところとも連携して、避難できるような場所が整備できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） お答えいたします。

福祉避難所につきましての考え方としては、やはり段差が少ないとか、そういう部分からはやはりこども園もあろうかとは思えます。福祉避難所に小中学校を指定していない理由に、やはり教育が滞るところがございます。そんな中で分類からしたら、こども園もそちらに入るのではないかと思っておりますので、今のご意見はですねちょっとこういう意見だなとも思えますし、今後その指定避難所とか福祉避難所を考えるときに参考とさせていただいて、検討させていただければなと思っております。それで、その先ほど、その前の質問の、宿泊施設への連携等についてですけれども、やはりですね、今回というか前回の台風のときに、体育館に避難された方、小中学校に避難された方とい

うところの空調設備とか、やっぱ快適性とかでですね、たくさんのご意見をいただいております。そんな中で、やはり宿泊施設と連携をしてしまうと、そちらが多分優先して、殺到すると思っておりますので、ここはもう行政としてはかなり難しい部分かなと思っておりますけれども、将来的なことを考えますと、必要なことだと考えられますので、その辺に関しても、そのご意見はご検討の材料にさせていただきたいと思っております。

議長（宮崎良保） 立石議員

1番（立石光助） 前向きな意見、ご発言をいただきまして、非常にありがとうございます。これからも町の安全のために、一緒になって安全を整備していければと考えておりますので、はい一緒に頑張っていきましょう。

ありがとうございました。

議長（宮崎良保） これで、立石光助議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

（模擬公聴会を実施）

— 休憩	午前	11 時	25 分	—
— 再開	午前	11 時	26 分	—

議長（宮崎良保） 再開します。

以上で、一般質問を終わります。

日程第3、議案第60号、令和5年度小値賀町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西村久之） 議案第60号、令和5年度小値賀町一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正予算の内容は、歳入では、町税及び普通交付税の確定によるもののほか、各種事業における国県補助金と地方債の補正、前年度決算による繰越金の計上と、それに伴う基金への繰戻し、歳出では、4月以降の職員及び会計年度任用職員の採用や人事異動等による人件費の組替え、定住促進住宅整備事業、こども園改修工事、飼料価格高騰対策支援事業補助金が主なものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2億395万円を追加し、補正後の予算総額を42億2,113万9,000円とするものでございます。第2条は、地方債の補正で、5ページ第2表に示しますとおり、定住促進住宅整備事業及び小値賀こども園改修事業の追加と、旧野首教会保存修理事業が交付税措置となったことに伴う廃止が主なものでござ

います。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） それでは、説明書 8 ページ、歳入から説明いたします。

1 款 1 項 1 目・個人 173 万 4,000 円の減額は、所得割の減額が主なもので、1 項・町民税の総額を 6,914 万 5,000 円としております。同じく、2 項 1 目・固定資産税を 73 万 5,000 円増額し、2 項・固定資産税の総額を 6,985 万 2,000 円としております。同じく、3 項 1 目・種別割を 21 万 2,000 円減額し、3 項・軽自動車税の総額を 1,122 万 7,000 円としております。

10 款 1 項 1 目・地方交付税は、普通交付税額の決定によるもので 1 億 9,076 万円を増額し、1 項・地方交付税の総額を 20 億 1,076 万円としております。なお、普通交付税の決定額は 18 億 9,076 万円となっております。

14 款 2 項・国庫補助金は、社会資本整備総合交付金が主なもので、各目のおり 6,029 万 8,000 円を増額し、2 項・国庫補助金の総額を 2 億 4,673 万 1,000 円としております。

15 款 2 項 4 目・農林水産業費県補助金 100 万円を増額し、2 項・県補助金の総額を 1 億 4,984 万 5,000 円としております。

18 款 1 項 1 目・財政調整基金繰入金 2 億 1,070 万 9,000 円の減額は、前年度繰越金等で生じた剰余金を基金へ繰り戻すもので、1 項・基金繰入金の総額を 4 億 3,296 万 1,000 円としております。同じく、2 項・特別会計繰入金 994 万 4,000 円の増額は、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の令和 4 年度決算に伴い、一般会計繰出金を精算し、繰り戻すもので、2 項・特別会計繰入金の総額を 1,060 万 4,000 円としております。

19 款 1 項 1 目・繰越金 9,956 万 3,000 円の増額は、前年度繰越金の確定に伴うもので、1 項・繰越金の総額を 1 億 4,956 万 3,000 円としております。

21 款 1 項・町債は、定住促進住宅整備事業及び小値賀こども園改修事業の追加と、旧野首教会保存修理事業が交付税措置されることによる財源組替が主なもので、6,060 万 5,000 円増額し、1 項・町債の総額を 5 億 5,920 万 5,000 円としております。

10 ページ、歳出では、1 款 1 項 1 目・議会費 359 万 7,000 円の減額は、人件費で、1 項・議会費の総額を 5,123 万 5,000 円としております。

2 款 1 項・総務管理費は、1 目・一般管理費 1,143 万 5,000 円の増額及び 3 目・財政管理費 69 万 7,000 円の増額は、人件費で、6 目・企画費 1 億 1,650

万円を増額は、定住促進住宅整備事業の関係経費、15目・新型コロナウイルス対策費は、令和4年度の事業実績に伴う地方創生臨時交付金の返還金で、62万2,000円増額し、1項・総務管理費の総額を8億4,512万3,000円としております。同じく、2項1目・税務総務費318万1,000円の減額は、人件費が主なもので、2項・徴税費の総額を2,304万円としております。同じく、3項1目・戸籍住民基本台帳費を65万2,000円増額し、3項・戸籍住民基本台帳費の総額を4,264万4,000円としております。

3款1項1目・社会福祉総務費621万7,000円を増額は、人件費が主なもので、1項・社会福祉費の総額を4億2,384万4,000円としております。同じく、2項1目・児童福祉総務費40万7,000円を増額は、小児科オンライン・産婦人科オンライン利用料で、2目・こども園費は、人件費のほか、こども園改修工事の関係経費で、5,148万円増額し、2項・児童福祉費の総額を1億9,635万円としております。同じく、3項1目・生活保護総務費を3万6,000円増額し、3項・生活保護費の総額を7,381万3,000円としております。

4款1項1目・保健衛生総務費は人件費で、492万4,000円増額し、1項・保健衛生費の総額を2億9,554万6,000円としております。同じく、2項1目・塵芥処理費及び2目・し尿処理費は人件費で、99万5,000円減額し、2項・清掃費の総額を2億6,071万5,000円としております。

5款1項2目・農業総務費80万8,000円を増額は、人件費で、4目・畜産業費1,568万5,000円を増額は、人件費のほか、飼料価格高騰対策支援事業補助金が主なもので、5目・農地費を200万円増額し、1項・農業費の総額を2億9,882万5,000円としております。同じく、3項1目・水産業総務費及び5目・漁港建設費は人件費で、50万8,000円減額し、3項・水産業費の総額を1億9,945万9,000円としております。

6款1項1目・商工総務費及び3目・観光費は人件費で、15万1,000円増額し、1項・商工費の総額を1億2,904万1,000円としております。

7款1項1目・土木総務費1,313万7,000円の減額は、下水道事業特別会計繰出金が主なもので、1項・土木管理費の総額を1億5,047万6,000円としております。同じく、3項1目・住宅管理費を144万7,000円増額し、3項・住宅費の総額を1,221万6,000円としております。

9款1項2目・事務局費419万6,000円を増額は、人件費のほか、大島分校体育館改修事業に係る登記関係手数料及び土地購入費で、1項・教育総務費の総額を7,404万8,000円としております。同じく、4項1目・学校管理費197万円の増額は、小値賀中学校体育館連絡通路解体工事費が主なもので、4項・小値賀中学校費の総額を3,398万5,000円としております。同じく、7項1目・社会教育総務費348万5,000円を増額は人件費で、5目・文化財保護調査費は

財源組替で、7項・社会教育費の総額を1億8,752万2,000円としております。

12款2項1目・渡船事業特別会計繰出金を262万6,000円増額し、2項・特別会計繰出金の総額を4,533万1,000円としております。

以上で説明を終わります。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・町 税

町税ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第10款・地方交付税

地方交付税ありませんか。

ありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第14款・国庫支出金

国庫支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようでしたら、第15款・県支出金

県支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第18款・繰入金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第19款・繰越金

繰越金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第21款・町債

町債ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようでしたら、歳出に移ります。

第1款・議会費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第2款・総務費

総務費ありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） 先週の全員協議会で、説明を受けた部分ですが、11 ページの企画費の定住促進住宅の整備工事についてです。

定住促進住宅というのが、既にいくつかあるわけですが、実際に定住促進住宅が空いているところもあります。埋まっていないところもあるという中で、また新たに作るということで、今までは移住者が小値賀に来て3年たったら出てくださいということだったんですが、今回予定しているのは、その居住期間の制限がないということで、今まで住んでいらっしゃる方との不均衡というか、不公平感がありますし、今まで定住促進住宅、非常に大事なことでありますが、どうもその長期的な展望に立ってうまく順番に物が進んでいるというふうにはちょっと見えないんですが、それについていかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい。お答えいたします。

先ほど今田議員からありました、定住促進住宅埋まっていないというところは事実でございまして、その定住促進住宅には居住期間の期限をもって設定しております。そんな中で、その期限後に移住者がどこに移るのかというところが、ちょっと想定外になっておりまして、空き家がないとか、その移住3年経った方がほかに住まわれる住居がないという事例が発生しております。そういうことを鑑みまして、そういうところのニーズに答えるような施策も必要じゃないかと思って、今回この事業を提案している次第でございまして。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。で、実際にあの整備される予定を見ますと、基本的にはもう単身者、あるいはせいぜい夫婦2人、単身者向けだと思うんですが、普段、町長本当にいつも子育て中心というか、そういうことをおっしゃっているんですが、子育てを中心として考えるのであれば、家族向けファミリー向けのもう少し広い住宅を定住促進住宅として整備するということも考えられると思うんですが、その辺についてのお考えはいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

家族向けについてはですね、現、町営住宅を今後ですね、町有住宅として活用できないかという協議も行っております。そんな中で家族住宅は空いているというところもございまして、建設課との協議の中では、そこは町有住宅になったとしたら、そこでは満たされるというところで、今は移住者の割合は単身者が多いので、現状であれば、急ぎは単身用の整備となるということ結論づけまして、このような予算計上とさせていただいており、また今ですね整備しております木場あと筒井浦の世帯用につきましては、やはり我々も家族の方に入っただけには十分なスペースだと思って自信を持って提供した次第で

す。しかしやはりお子様が2人おられると、かなり狭いということも伺っております。そういうニーズに応えるためにも、また今後ですね、そういうところの整理も必要かと思っておりますので、そういうところも総合的に判断しまして、今回、単身用を整備させていただくものでございます。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） その考え方を理解できました。ただ気になるのが、町有住宅に関してはおそらく一昨年ぐらいから、町有住宅を整備していくということは何回も多分おっしゃってるんですが、先ほどの答弁の中でもやっぱりこれからということ、これからこれからはやっぱり進んでいかないんで、本当にどっかスタート、もうやばい状態だよということを本当に念頭に置いて、町有住宅、町営住宅を町有住宅にする。あるいは超有住宅をうまく確保するというのを本当に進めていく必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 総務課長

総務課長（博多屋雄一郎） はい、お答えいたします。

私もその進んでいないというところは気になっているところでございます。しかしですね、町長から指示は出ているんですけども、ちょっと我々が進めきれないという事実がございまして、県との交渉をする中で、やはりこう町有住宅にするには、公営住宅をですね、まずそこは制度上ちょっと今のところ難しいということになっております。ですので、今度はそれやったらまた建てるのかという話になります。建てるのかという話になったときに、今度財源がなくて、その財源確保のために、今ちょっと調整が長引いているところでございます。町長の、そういう町有住宅が必要というところもありますので、現在は、その一財のみで建てるのもひとつの手とは思っておりますけど、いろいろ財政がですね、健全化なのかと皆さんが心配しておられるように、そこを一財で持っていくというよりも、今ある公営住宅をどうにかしたいなというところがございまして、そこにちょっと注力するように働きかけているところでございます。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。12ページまであります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようでしたら、第3款・民生費

民生費ありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。14ページにこども園費の中に、こども園の改修工事というのが5,290万円で補正が計画されています。これも先週の全員協議会でお話は伺いました。ダブる部分もあると思うんですが、床下に水が溜まるとい

うことで非常にレアなケースだと思うんですが、今回の工事でそのような原因は解消できるとお考えでしょうか？

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

全協の時にもお話したとおり、老朽化調査等も専門の業者に行っていましたし、前回の改修工事でも、携わっていただいた業者さんの方に内容もはっきりわかった詳しい方に見てもらっておりますので、今回、実施設計するにあたり、しっかりと調査を再度行って、原因をはっきりさせて、改修に挑みたいと思っておりますので、ドレンからの水漏れという原因の方提示させていただき説明させていただきましたけど、その方向でいって間違いないだろうということを進めていきたいと考えております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。あのまあこれは本当に仕方がないことですが、こども園は何年か前にもやはり大規模な改修工事というか、メンテナンスをやります。今回また大きな金額ということで、せんだっての話では、とりあえず完璧直すというよりはむしろこの先10年、あるいは12年ぐらい経ったときに、建て替えというのもまあ念頭に置いてというお話でした。実際にいろいろな声を聞くと、今のこども園、そもそも場所が悪いんじゃないかという話もあるんですが、総合計画には出ていない部分ではあるんですが今までのですね、こども園の建て替えというのも本当に考えていかなければいけない時期なのではないかと。先ほどと同じようにやはり町長も子どもに対してすごく力を入れたいということであれば、そろそろ視野に検討する段階に来てるんじゃないかと思うんですがいかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

全協の際にも私の方から、若干そういった話をさせていただきました。一応町長の方にも確認をしておりますけども、元々こども園として作っており、幼稚園と複合したこども園、あの幼稚園児も含めたこども園としては児童数も少し多いというところで、使い勝手が悪い部分もいくらかあります。そういったことも含めて、今後あの今度改修する分について、起債、補助金使いますので、やはりその適化法とか、起債の償還が終わるのをだいたい見越して、その5年前ぐらいからそういった、新しく建て替えに向けた話し合いも必要ではないかと考えております。

議長（宮崎良保） 今田議員

4番（今田光弘） はい。1つですね非常に気になったのが、そのときのお話の中で、来年の3月に卒園される方、あるいは来年の4月に入園される方が、

卒園式や入園式をぜひ今のこども園の建物でやりたいとおっしゃってる方が多いと、少なくないということお話しでした。確かにその気持ちもわかるんですが、時間的にこれからの発注ということであれば、かなり3月、あるいは2月中に完成さすというのはかなりタイトになると思います。時間に追われて、雑になってしまうということが本当にならないように、もう長い目で見たら、申し訳ないけれども、卒園式に入園式はもう違う場所でも仕方がないと。とにかく時間とお金かけるわけですから、しっかり改修するということを、まず念頭に置いてやっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、急いでやることも大事だとは思いますが、保護者がどうしてもこども園での卒園式、入園式を行いたいという意見はもらっております。ただしっかりした改修ができないと、また同じようなことを繰り返してはいけませんので、現場サイドにはもしかしたらその入園式、卒園式、入園式には間に合わない可能性もあるので、どこでするかとか、そういうのも検討はしてもらいたいということは伝えておりますので、工期等がはっきりし次第、保護者の皆さんにも、早めに連絡はしたいと、していきたいと考えております。

議長（宮崎良保） ほかにありませんか。 江川春朝議員

7番（江川春朝） 同じ項目なんですけど、今までの話にもあったように、補修や修繕でもう1億円以上かかっているんですね。で、また床の修繕とかで、やるということなんですけど、10年12年後に新築、新設するとしても、その後の今のこども園のあり方、どのようにお考えでしょうか。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） お答えいたします。

幼稚園として、こども園として今使ってる状況の中で、用途というのはいくらか限られてくる可能性はあると思います。実際、放課後児童クラブとか実際福祉センターの2階でやっていますけども、そういったものの転用もできるのかと思いますけども、まだ高齢者の介護予防の教室であったりとか、そういった施設でも用途は可能とは思いますが、その辺については住民の意見を、転用、まあ新築が議論される中で、転用も含めて話を進めていかないと。思いますので、そこで何に転用するかというのは、はっきりとお答えはいたしかねますので、今後の協議の中で、住民と一緒に話し合っていこうと、いく形になると思います。

議長（宮崎良保） いいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようですので、第4款・衛生費
衛生費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第5款・農林水産業費
農林水産業費ありませんか。

立石光助議員

1番（立石光助） はい。4の畜産業費で、新たな放牧体系促進補助金ということ
で100万円補正となっておりますが、これすいません、私の認識不足でし
たら申し訳ないんですけど、この事業内容を教えてください。

議長（宮崎良保） 産業振興課長

産業振興課長（西 浩康） お答えいたします。

この新たな放牧体系推進事業の内容ということですが、これは増頭、牛
のですね、増頭推進に向けた放牧場の整備や補修改修。またICT機器を活用
した放牧場の管理、それに畜産農家と集落組織の連携によりまして、集落保全
を図るといったことも目的としてありますけども、そういったことで、肉用牛
繁殖経営のコスト縮減と飼養管理の省力化を目的としている事業であります。

議長（宮崎良保） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようですので、第6款・商工費
商工費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第7款・土木費
土木費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第9款・教育費
教育費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第12款・諸支出金
諸支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようですので、次に移ります。

これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』についてご質疑願います。

ありませんか。5 ページです。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論ありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の討論ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 60 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算(第 3 号)を採決します。

この表決は起立によって行います。

第 60 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(宮崎良保) 全員起立です。

したがって、議案第 60 号、令和 5 年度小値賀町一般会計補正予算(第 3 号)は、原案のとおり可決されました。

議長(宮崎良保) しばらく休憩します。

— 休憩	午前	11 時 58 分	—
— 再開	午後	1 時 30 分	—

議長(宮崎良保) 再開します。

日程第 4、議案第 61 号、令和 5 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 61 号、令和 5 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予

算（第1号）について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、前年度繰越金の額の確定に伴う増額と、はまゆうエンジンオーバーホール整備工事で借入を予定していた起債が対象外だったために減額し、その財源不足を補うために一般会計繰入金を増額するもので、歳出では、職員及び会計年度任用職員の人件費が主なものでございます。

予算書1ページ、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ161万1,000円を減額し、補正後の予算総額を8,838万9,000円とするものでございます。第2条は、地方債の補正で、4ページ第2表に示しますとおり、はまゆうエンジンオーバーホール整備工事を廃止とするものでございます。

それでは、説明書7ページ、歳入から説明いたします。

4款1項1目・一般会計繰入金を262万6,000円増額し、1項・一般会計繰入金の総額を4,533万1,000円としております。

5款1項1目・繰越金を726万3,000円増額し、1項・繰越金の総額を826万3,000円といたしております。

6款1項1目・渡船債を1,150万円減額し、1項・町債の総額を0円といたしております。

8ページ、歳出では、1款1項1目・渡船総務費161万1,000円の減額は、人件費で、2目・はまゆう運航費は、財源組替で、1項・渡船管理費の総額を7,683万3,000円といたしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・繰入金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第5款・繰越金

繰越金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第6款・町債

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないようでしたら、歳出に移ります。

第1款・渡船事業費

渡船事業費ありませんか。

今田議員

4番(今田光弘) はい。先ほど町長のご説明いただいたんですが、申し訳ありませんが、このはまゆう運航費の財源組替え1,150万円、ちょっとこのご説明をもう一度お願いいたします。

議長(宮崎良保) 総務課長

総務課長(博多屋雄一郎) はい、お答えいたします。

当初ですね、起債を計画していたんですけれども、財源として、起債の申請に当たりまして、これは起債対象外の事業だという判断をいただいて起債事業には乗らないことになりましたので、組み替えさせていただいております。

議長(宮崎良保) 今田議員

4番(今田光弘) 起債の対象外っていうのは、もうこういうケースでは起債できないっていうことなんですか。

議長(宮崎良保) 総務課長

総務課長(博多屋雄一郎) はい、お答えいたします。

議員おっしゃるとおりです。当初財政係としては、長寿命化や機能の強化に関する事業というふうに解釈して、起債を上げさせていただいていたんですけれども、最初に県のヒアリングを受けるんですけども、その中ではですね、もう単なる維持補修というふうな解釈となるのをご申し受けました。ですから今後はそういう解釈になろうかと思っております。

議長(宮崎良保) よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) ないようですので、これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』についてご質疑願います。

地方債補正、4ページです。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論はありませんか。

(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

賛成者の討論ありませんか。

(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 61 号、令和 5 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号、令和 5 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 62 号、令和 5 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 62 号、令和 5 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、当初賦課による国民健康保険税の減額及び前年度繰越金の計上、歳出では、財政調整基金積立金及び前年度国庫支出金等返還金の増額が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1,016 万 1,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 8,496 万 1,000 円とするものでございます。

それでは、説明書 7 ページ、歳入から説明いたします。

1 款 1 項 1 目・一般被保険者国民健康保険税は、各節のとおり、105 万 3,000 円を減額し、1 項・国民健康保険税の総額を、8,211 万円といたしております。

3 款 1 項 3 目・特別対策費補助金を 1 万円計上。

7 款 1 項 1 目・一般被保険者繰越金を 1,120 万 4,000 円増額し、1 項・繰越金の総額を 1,120 万 6,000 円としております。

8 ページ、歳出では、1 款 1 項 1 目・一般管理費を 39 万 6,000 円増額し、1 項・総務管理費の総額を 322 万 3,000 円としております。

2款4項1目・出産育児一時金は財源組替え。

6款1項1目・財政調整基金積立金を576万4,000円増額し、1項・基金積立金の総額を576万7,000円といたしております。

7款1項1目・一般被保険者償還金は、前年度分の国庫補助金等に係る返還金400万1,000円の増額で、1項・償還金及び還付加算金の総額を731万1,000円としております。

以上で説明を終わります。

よろくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・国民健康保険税

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第3款・国庫支出金

国庫支出金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第7款・繰越金

繰越金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） ないので、歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第2款・保険給付費

保険給付費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第6款・基金積立金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第7款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず原案に反対者の発言を許します。
反対討論ありませんか。
(「反対討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 反対討論なしと認めます。
次に原案に賛成の、賛成者の発言を許します。
賛成者の討論ありませんか。
(「賛成討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、議案第 62 号、令和 5 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正
予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 62 号、令和 5 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補
正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

**日程第 6、議案第 63 号、令和 5 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算(第 1 号)を議題とします。**

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 63 号、令和 5 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別
会計補正予算(第 1 号)について説明いたします。

今回の補正予算は、歳入では、当初賦課による後期高齢者医療保険料の増額
及び前年度繰越金の計上、歳出では、広域連合保険料等負担金及び一般会計繰
出金の増額が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出
それぞれ 241 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 5,671 万 6,000 円とす
るものでございます。

それでは、説明書 7 ページ、歳入から説明いたします。

1 款 1 項・後期高齢者医療保険料を各目のとおり、155 万 1,000 円増額し、補
正後の額を 2,611 万 8,000 円といたしております。

4 款 1 項 1 目・事務費繰入金を 26 万 7,000 円増額し、補正後の一般会計繰入

金の額を2,467万円といたしております。

5款1項1目・繰越金を59万8,000円増額し、補正後の繰越金の額を59万9,000円といたしております。

8ページ、歳出では、1款4項1目・保健事業費を26万5,000円増額し、4項・保健事業費の総額を677万1,000円といたしております。

2款1項1目・広域連合負担金を155万1,000円増額し、1項・広域連合負担金の総額を4,586万2,000円といたしております。

3款2項1目・一般会計繰出金を60万円増額し、2項・繰出金の総額を126万円といたしております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第1款・後期高齢者医療保険料

医療保険料ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第4款・繰入金

繰入金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第5款・繰越金

繰越金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第1款・総務費

総務費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第2款・分担金及び負担金

分担金及び負担金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第3款・諸支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

全般について、質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対者の討論ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 反対討論なしと認めます。

次に原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 63 号、令和 5 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号、令和 5 年度小値賀町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 64 号、令和 5 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 64 号、令和 5 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正予算は、前年度繰越金の計上、前年度の各種事業精算により、歳入では、国県支出金の精算交付分の計上、歳出では、介護保険給付費負担金の返還金と一般会計への繰出金が主なものでございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,394 万 6,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 2,324 万 6,000 円とするものでございます。

以上、補正予算の概要を説明いたしました。

詳細につきましては、担当より説明させますので、よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） それでは、説明書6ページから、6ページ歳入から説明いたします。

4款2項2目・地域支援事業交付金を1万8,000円増額、3目・地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業分）を7万1,000円増額し、2項・国庫補助金の総額を5,060万5,000円としております。

5款1項1目・介護給付費負担金を5万6,000円増額し、1項・県負担金の総額を5,675万2,000円としております。同じく、3項2目・地域支援事業支援交付金を3万4,000円増額し、3項・県補助金の総額を448万9,000円としております。

12款1項1目・前年度繰越金を2,376万7,000円増額し、1項・繰越金の総額を2,377万7,000円としております。

7ページ、歳出では、2款1項1目・介護サービス等諸費及び5款1項1目・介護予防事業費は、財源組替で、5款2項5目・任意事業費を18万円増額し、2項・包括的支援事業・任意事業費の総額を1,325万円としております。

6款1項1目・基金積立金を1,062万9,000円増額し、1項・基金積立金の総額を1,063万円としております。

7款1項1目・償還金を3,709万3,000円増額し、1項・償還金の総額を382万4,000円としております。同じく、2項1目・一般会計繰出金は、前年度の事業実績に伴うもので、2項・繰出金を934万4,000円計上しております。

以上で、説明を終わります。

議長（宮崎良保） 福祉事務所長

福祉事務所長（谷元芳久） 申し訳ございませんでした。

7款1項1目・償還金を3,000と言いき間違えました。379万3,000円の間違いで、訂正をおねがいします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出補正予算』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

失礼しました『歳入歳出予算補正』についてを議題とします。歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第4款・国庫支出金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第5款・県支出金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第12款・繰越金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第2款・保険給付費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第5款・地域支援事業費
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第6款・基金積立金
積立金ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第7款・諸支出金
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。
全般について、ご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号、令和5年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、令和5年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予
算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第65号、令和5年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第
1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第 65 号、令和 5 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正予算は、大島地区漁業集落排水施設機能保全実施設計業務委託について、適債性が認められたことによる財源組み替えと、前年度繰越金の計上为主要内容でございます。

予算書 1 ページ、第 1 条のとおり、歳入歳出予算の総額に変更はなく、歳入のみ補正するものでございます。

第 2 条は、地方債の補正で、4 ページ第 2 表に示しますとおり、大島漁業集落排水事業 280 万円の増額変更でございます。

それでは、事項別明細書 5 ページ、歳入から説明いたします。

4 款 1 項 1 目・一般会計繰入金を 1,316 万 1,000 円減額し、1 項・一般会計繰入金の総額を 1 億 1,763 万 9,000 円といたしております。

5 款 1 項 1 目・繰越金を 1,036 万 1,000 円増額し、1 項・繰越金の総額を 1,136 万 1,000 円といたしております。

7 款 1 項 1 目・下水道事業債を 280 万円増額し、1 項・町債の総額を 2,170 円といたしております。

8 ページ、歳出では、1 款 1 項 3 目・漁業集落排水管理費は、財源組替でございます。

以上、補正予算の内容を説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、適正なるご決定を賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第 5 款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 第 7 款・町 債

町債ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 歳出に移ります。

第 1 款・総 務 費

総務費ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

歳入歳出全般について何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

次に、第2表『地方債補正』についてご質疑願います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号、令和5年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和5年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第66号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを、議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西村久之） 議案第66号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について説明いたします。

地方税法第423条第1項の規定により、固定資産台帳に登録された価格に関する不服を申し立てられた場合に、その内容を審査し措置を決定するための固定資産評価審査委員会を設置するよう定められているところでございます。

また、その委員につきましては、同条第3項の規定により、議会の同意を得て市町村長が選任することとなっております。

現在3名の方に委員をお願いしているところですが、その内「福田等」氏の任期が9月末日で満了となることから、後任者として「西村幸治」氏を選任し

たいと考えております。

西村氏は、本町の元職員でございまして、税務事務の経験があり、在職期間中は国土調査業務や固定資産関係に精通していたことはもとより、税関係の幅広い経験知識も豊富で、本委員の適任者でありますので、その選任につきましては、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間となります。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（宮崎良保） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

今田光弘議員

4番（今田光弘） はい。あの西村氏のことではないんですが、先ほど町長のお話で、小値賀町には委員が3名いらっしゃるというお話だったんですが、その3名の根拠を、小値賀町の例規集の中で探したんですが、ちょっと根拠となる例規が見当たらなかったんですが、3名という数字の元になる例規がどこにあるか、ちょっとそれを教えていただけますか。

議長（宮崎良保） 住民課長

住民課長（北村 仁） お答えいたします。議員おっしゃってる分、小値賀町税条例の第78条に、審査委員会の委員の定数は3人とすると定められております。

議長（宮崎良保） いいですか。

ほかにありませんか。

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意す

ることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宮崎良保) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定をしました。

日程第 10、議案第 57 号、令和 4 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西村久之) 議案第 57 号、令和 4 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

令和 4 年度小値賀町一般会計及び小値賀町国民健康保険事業特別会計ほか、7 特別会計の歳入歳出決算につきましては、監査委員へ審査をお願いしておりましたが、審査が終了し、8 月 4 日に決算審査意見書をいただきました。失礼しました。決算監査意見書をいただきました。

決算の状況といたしましては、全会計が黒字決算となり、安定した財政運営を行うことができておりましたが、監査意見書でもご指摘がございますが、地方自治体の財政状態を示す経常収支比率が、前年度と比較して 2.5 ポイント増加しております。これは、人件費と公債費の増加によるものが主な要因であり、今後も経常経費の削減はもとより、総合計画を基に各種施策に取り組み、自主財源の確保を図りながら効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。

大田、横山両監査委員さんには、熱心に決算審査を実施していただきましたことに、この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の決算審査意見書並びに担当課作成の主要施策の成果報告書を添えて、議会の認定を求めるものでございます。

よろしくご審議のうえ、認定いただきますようお願い致します。

議長(宮崎良保) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑に入りますが、本件については特別委員会を設置して、付託する予定でございますので、ご質疑に関しましては総括的なことに留め置きたいと願います。

令和 4 年度小値賀町各会計歳入歳出決算について、全会計の歳入歳出全般に渡り、ご質疑願います。

ご質疑ございませんか。

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長（宮崎良保） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件については、この際、議長及び議会選出監査委員を除く6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、期間は会議規則第46条第1項の規定により、9月15日までに審査を終わるよう期限をつけることにしたいと思いをします。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、議長及び議会選出監査委員を除く6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して9月15日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をしました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、江川春朝議員、小辻隆二郎議員、今田光弘議員、橋本武士議員、森岡正雄議員、立石光助議員を指名したいと思いをします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宮崎良保） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を決算特別委員会委員に選任することに決定をしました。決算特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により互選していただきます。

議長（宮崎良保） しばらく休憩します。

— 休憩 午後 2 時 05 分 —
— 再開 午後 2 時 06 分 —

議長（宮崎良保） 再開します。

決算特別委員会の委員長及び副委員長が、次のとおり決定をし通知を受けましたので報告をします。

委員長に今田光弘議員、副委員長に江川春朝議員、以上のとおりであります。

本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

9月21日の本会議は、午後3時から開議します。

なお、明日9月13日から9月15日までは、決算特別委員会となっております。ただし、明日の決算特別委員会は午後1時30分からはじめますので、よろしくお願いをします。

本日はおつかれでした。

— 午後 2 時 09 分 散会 —